

第 2 回新潟市地域公共交通会議協議事項の概要 (南区・区バスまちなか循環ルート運行の変更について)

路線バスは、道路運送法第4 条により運行しなければならないが、災害の場合などの緊急時や期間を限定して臨時的に運行する社会実験などは、同法第21条により原則1年以下の期限で運行することができます。

南区・区バスまちなか循環ルートにおいては、昨年より道路運送法第 21 条の許可で運行していますが、今年 12 月に許可期限である 1 年を迎えるため、新たに同法第 4 条の許可申請を行い継続して運行する予定です。

第 2 回新潟市地域公共交通会議では、南区・区バスまちなか循環ルート運行の変更についてご審議をお願いします。

《参考》

○道路運送法第 4 条

第四条 (一般旅客自動車運送事業の許可)

- 1 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

○道路運送法第 21 条

第二十一条 (乗合旅客の運送)

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。
 - 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

南区・区バスまちなか循環ルートについて

1. 経緯

南区交通利用実態調査（平成26年3月）において、区内移動の目的地の7割が白根地区にあること、白根地区内の移動のうち4割は、目的地から目的地へ（医療施設⇒商業施設など）の移動であることが判明した。白根中心部を循環するバスを導入し、移動におけるバスの利用しやすさを高め、区内の公共交通全体の利便性向上、車から公共交通への転換を図ることを目的として社会実験を開始した。

2. 社会実験の実施概要

(1) 開始年月日	平成27年12月7日（月）
(2) 運行日	月曜～金曜（祝祭日・12/29～1/3を除く）
(3) 便数、運行時間帯	9便／日（始発便8:50発 第9便13:50発）
(4) 運賃	中学生以上 100円均一（小学生 50円均一）
(5) ルートの概要	時計回りの循環ルートを約30分間隔で運行。白根中心部の医療施設、商業施設、公共施設等を結ぶ。
(6) 運行形態	道路運送法第21条

3. 社会実験の実施状況

実験のスタート時期が冬場であったこともあり、当初は利用者が少数にとどまったが、平成28年9月1日からのルート・ダイヤ変更以降、利用者は大幅に増加し、今後も利用者の増加が見込まれる。

【9/1ルート・ダイヤ変更の内容】

	変更前	変更後
(1) バス停	15箇所	26箇所
(2) ルート変更	・発着地点：白根カルチャーセンター	・発着地点：白根学習館 ・区民アンケートで希望があった施設に行けるよう、下記エリアを経由するルートとした。 ①和泉団地・白根高校・第一中学校付近 ②イオンより北側エリア（医院等） ③白根商店街（商業施設・金融機関等）
(3) ダイヤ	始発便9:30発 第9便14:30発 （午前5便 午後4便）	始発8:50発 第9便13:50発 （午前7便 午後2便）

【まちなか循環ルート 利用者数推移】

